

生活介護の場合
年齢は概ねのもの

～18歳 更生判定の実施
施設通所の開始
通所先での安定・継続通所達成が課題

20歳～
施設での安定継続が当面の課題
引きこもることがないようにする。
本人の利用意思や希望の確認により、必要に応じて他のサービス、別施設や別事業（就労継続等）への異動などの各種提案ができる体制が取れることが望ましい。
※制度間を移る際の流動性が課題

30歳～
同居する保護者（主に両親）の高齢化の課題に加え、本人の体力の低下、病気のリスクへの対応も必要

40歳～
保護者の介護力低下や認知症の危険への備えが必要。親の子離れが促せるかが課題。
介護保険の事業者（ケアマネージャーなど）との連携が必要。

50歳～
グループホームや居宅設定、あるいは施設入所など、当面の住居の確保が課題。保護者と同居が続く場合、保護者が介護できなくなったときの備えの準備が必要。
本人の要介護認定調査の実施も検討。

就労移行・就労継続・障害卒雇用での就労の場合（住居の課題は概ね生活介護と同じ）

～18歳 更生判定の実施
就労開始又は事業所通所開始
当面の就労（通所）継続が課題

20歳 就労移行からの変更
2年間の移行訓練の終了。この時点で就労に至っていない場合別事業への移行が必要になるため、不安定になる恐れが大きい。
年金の申請が可能な方は、通院先の確保と通院の実施が必要。精神科、神経内科等への通院と、書類作成が課題。

21歳 定着支援への移行
就労後3年、就労援助センターへの移行。
職場内、支援機関を始めとするこれまでの人間関係の変化により離職などのリスクが高まるため注意が必要。支援学校からの円滑な引継ぎ（職場を含め）が課題。
就労継続の場合この頃最初の区分更新調査の時期。当面の方向性（通所継続や他の事業所の利用など）について検討することが望ましい時期。必要に応じて通所先変更や就労移行、生活介護等の利用提案ができればよい。

～30歳
就労の場合は定着支援の維持・継続に加え職場内での異動や人間関係の変化といったリスクが絶えない。本人が仕事を続けるというモチベーションが維持できるかが課題。

以下、定年まで基本的に同様。